

京都ショップ中国展開支援事業 実施要領

本事業の適正かつ円滑な業務運営を図るため、本要領において必要な事項を定める。

(目的)

第1条 本事業は、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が、海外市場(中国)への販路開拓を行おうとする中小企業に対し、海外にて運営するアンテナショップ（ネット通販含む）（以下、アンテナショップ等という。）設置に伴う経費の一部を補助することにより、新たな市場開拓の取組を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は（以下「対象者」という。）は、京都府内に事業所を有し海外(中国)への販路開拓を求め、アンテナショップ等を設置しようとする中小企業者（中小企業基本法第2条の規定による）とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は補助事業の対象としない。

- (1) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 対象事業者が、（1）から（5）までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（（6）に該当する場合を除く。）に、公益財団法人京都産業21が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- ① 店舗の賃借料
- ② 店舗改修に係る工事費・装飾費
- ③ 商品ディスプレイに係る什器設置費（汎用制があり目的外使用になり得る、パソコン、デジタルカメラ、テレビ、DVD等は除く）
- ④ Webページ作成費
- ⑤ 受発注・決済システムに係る経費
- ⑥ 販促に係る広告宣伝費（印刷製本費、通信運搬費、新聞・雑誌等掲載費、イベント開催費）

- ⑦ アルバイト等賃金（現地情勢に基づき妥当な金額であること）
- ⑧ その他財団が適当と認めた経費

＜補助金対象外経費の例＞

旅費、交付決定前に発注・購入・契約等を実施したもの、販売を目的とした商品の生産に係る経費、事務所家賃、借入金及び支払利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、不動産増築費、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料、代引き手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成のための税理士に支払う費用、公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用など

※共同グループの場合、代表事業者（本補助金申請者）又は中国国内における直接の事業実施者（代理店等）を除く事業参画者の支出は、補助対象外となります。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、1対象者につき200万円以内とし、その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

（募集・選定方法）

第5条 補助金を受けようとする者の募集・選定は、予算の範囲内において行う。

- 2 選定に当たっては、対象地での取引が見込めるものを優先する。
- 3 募集件数は3件程度とする。

（交付申請）

第6条 補助金を受けようとする者は、別紙第1号様式「京都ショップ中国展開支援事業補助金交付申請書」により申請するものとする。

（交付申請の受付）

第7条 財団は、補助金の交付申請があったときはその内容を審査し、適正であると認めたときは受け付けるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付申請を行った者は、やむを得ない事由により交付決定前に補助事業を取りやめるときは、別紙第6号様式「京都ショップ中国展開支援事業補助金交付申請取下届」を財団に提出し、交付申請を取り下げるものとする。

（交付決定）

第9条 財団は、補助金の交付を決定したときは、すみやかに別紙第2号様式「京都ショップ中国展開支援事業補助金交付決定通知書」により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更又は中止）

第10条 前条により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者という。」）は事業内容を変更しようとするときは、別紙第7号様式「京都ショップ中国展開支援事業補助金変更承認申請書」を財団に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、別紙第8号様式「京都ショップ中国展開支援事業補助金中止承認申請書」を財団に提出しなければならない。

3 財団は前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、交付決定を受けた翌々月から、事業の遂行状況について毎月15日(該当日が土日祝日の場合はその前の日)までに、前月の売上状況を別紙第3号様式「京都ショップ中国展開支援事業遂行状況報告書」により報告しなければならない。

(事業完了報告)

第12条 補助事業者は、補助事業終了後、すみやかに別紙第4号様式「京都ショップ中国展開支援事業補助金結果報告書」を提出するものとする。

(額の確定等)

第13条 財団は、前条の事業完了報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付取消等)

第14条 次に掲げるものに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取消、または変更することができる。

(1) 本要領に違反したとき

(2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、または不正な行為があったとき

(補助金の返還)

第15条 前条の規定により補助金の交付の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補助金の支払、請求)

第16条 財団は、第13条により補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別紙第5号様式「京都ショップ中国展開支援事業補助金支払請求書」により、財団に補助金の支払請求を行うものとする。なお、補助事業者の希望により補助金総額の2分の1の概算払いを認める。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該事業完了年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、財団理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成25年7月22日から適用する。

平成25年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

申請者の名称	
申請者の住所	
代表者の職・氏名	印

京都ショップ中国展開支援事業補助金交付申請書

京都ショップ中国展開支援事業補助金実施要領に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 申請者の概要
- (2) 事業計画書
- (3) 事業費明細表
- (4) その他

申請者の概要

名称（代表事業者）					
代表者 職・氏名					
住所	〒				
事務責任者名	<table border="0"> <tr> <td>役職</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td>FAX</td> </tr> </table>	役職	氏名	TEL	FAX
役職	氏名				
TEL	FAX				
事業者概要	※業種、企業の特徴、主な事業内容 等				
共同グループに参画する 事業者一覧 ※全参画事業者分を記載ください（(1)名称、(2)代表者役職・氏名、(3)住所、(4)事業者概要）	中国国内での直接の事業実施者				
	(1) (2)				
	(3)				
	(4)				
	参画する事業者				
	1 (1) (2)				
	(3)				
	(4)				
	2 (1) (2)				
(3)					
(4)					
3 (1) (2)					
(3)					
(4)					
4 (1) (2)					
(3)					
(4)					

※必要に応じて、記入欄を増やしてください。

事業計画書

テーマ			
対象地域			
店舗の種類	<input type="checkbox"/> アンテナショップ	<input type="checkbox"/> ネット通販	
取扱商品（品目）			
想定する顧客（ターゲット）			
実施事業の 具体的内容			
事業スケジュール	※平成25年9月～平成26年3月までの月別スケジュールを記載ください。		
共同グループの概要	※共同グループ形成の経緯、各参画者の役割、グループの優位性等を記載ください。		
売上目標	事業完了年度 (平成25年度末)	3年後 (平成28年度末)	5年後 (平成30年度末)
	千円	千円	千円

※必要に応じて、記入欄を増やしてください。

事業費明細表

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	備考
① 補助金		
② 自己資金		
③ 機関等からの補助金等		補助機関：
計		

2 支出

(単位：円)

支出内容	積算	事業費合計	補助申請額
合計		A	B

※Bの上限は200万円、かつAの1/2以内の金額（千円未満切り捨て）となります。

※京都府税の納税証明書の原本を添付してください。（法人、個人事業税等の滞納が無いことの証明です）また当該証明書は、申請日時点で発行年月日から3箇月以内のものに限ります。

※消費税抜きの金額で作成してください。

※必要に応じて、記入欄を増やしてください。

補助事業収支予算

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	備考
①補助金		
②自己資金		
③他機関等からの補助金等		補助機関：
計		

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	備考
計		

※消費税抜きの金額で作成してください。

25京21第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人京都産業21
理事長 村田 恒夫 印

京都ショップ中国展開支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった京都ショップ中国展開支援事業補助金について、下記のとおり交付決定をいたしましたので通知いたします。

つきましては、事業終了後、すみやかに、別添第4号様式「京都ショップ中国展開支援事業補助金結果報告書」にて結果報告をしてください。

記

- 1 交付決定金額
- 2 交付対象事業の内容

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21理事長 様

所 在 地
名 称 (法 人 名)
代 表 者 (職 ・ 氏 名)

印

京都ショップ中国展開支援事業遂行状況報告書 (月分)

平成 年 月 日付け 京21第 号で交付決定のあった上記事業について、
月の遂行状況を別紙のとおり報告します。

事業遂行状況報告書

1. 売上状況

(単位：円)

品 目	月	月	月	月	月	月	月
計							
合 計							

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21理事長様

所在地
名称（法人名）
代表者（職・氏名）

印

京都ショップ中国展開支援事業補助金結果報告

平成 年 月 日付け 京21第 号で交付決定のあった上記事業について、事業が完了したので別紙のとおり報告します。

第4号様式

収 支 決 算 書

1 収入内訳書

(単位：円)

項 目	金 額
補助金	
自己資金	
その他（他機関からの補助金）	
合 計	

※ 補助金は、補助対象経費の1/2以内、かつ上限は交付決定金額です。

※ 本支援事業の他に補助を受けた資金を使用した場合は、当該金額を「その他」の項目に計上してください。

2 支出内訳書

(単位：円)

項 目	支出内容	金 額
合 計		

※ 消費税抜きの金額で作成してください。

※ 支出内訳書においては、補助対象経費の区分ごとに記載してください。

※ 原本証明した領収書等（支出内容及び事業者名の記入のあるもの）の写しを必ず添付してください。

請 求 書

金 額			百	十	万	千	百	十	円
-----	--	--	---	---	---	---	---	---	---

ただし、 京都ショップ中国展開支援事業補助金として

上記の金額を請求します

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

請 求 者

所在地

氏 名



本書の金額は、下記口座に振込願います

口座開設場所 および預金種別	銀 行 信用金庫 支店 普通 当座 第 号
口 座 名 義	(フリガナ)

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21理事長 様

所 在 地
名 称 (法 人 名)
代 表 者 (職 ・ 氏 名)

印

京都ショップ中国展開支援事業補助金交付申請取下届

平成 年 月 日付で交付申請した上記事業について、下記の理由により交付申請を取り下げます。

記

交付申請を取下げ理由

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21理事長 様

所 在 地
名 称 (法 人 名)
代 表 者 (職 ・ 氏 名)

印

京都ショップ中国展開支援事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 京21第 号で交付決定のあった上記事業について、別紙のとおり交付申請内容を変更したいので、承認を申請します。

京都ショップ中国展開支援事業補助金 変更承認申請書

交付申請額	変更前	円
	変更後	円
事業内容	変更前	
	変更後	
	変更の理由	

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21理事長 様

所 在 地
名 称 (法 人 名)
代 表 者 (職 ・ 氏 名)

印

京都ショップ中国展開支援事業補助金中止承認申請書

平成 年 月 日付け 京21第 号で交付決定のあった上記事業について、下記の理由により補助事業を中止したいので、承認を申請します。

記

事業を中止する理由